

令和 6 年 第 2 回 寄 居 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録		
開 催 年 月 日	令和 6 年 2 月 2 6 日（月）	
開 催 場 所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後 2 時 3 0 分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後 3 時 5 分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	1 1	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	1 2	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢那瀬 信一郎	出
1 0	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明
次 長 鈴木秀幸
書 記 青木智史
書 記 権田貴大

事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) ただいまから令和6年第2回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は全員ですので、定足数に達しており、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局長	令和6年第2回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、議案第6号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。 日程第3、議案第7号から議案第13号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。 日程第4、議案第14号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 日程第5、議案第15号、農用地利用集積等促進計画の案について。 以上です。
議長	それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。 (委員から「なし」の声)
議長	それでは、吉田信雄委員と中島広文委員にお願いいたします。 続きまして、日程第2、議案第6号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは議案第6号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書1ページ、議案第6号につきまして、御説明申し上げます。別冊の案内図と併せて御覧ください。 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 本申請地は、申請地の東側に隣接する〇〇番と〇〇番の2筆の宅地とともに、3筆で、すでに住宅敷地として利用されている土地になります。 この住宅敷地は、3筆とも申請者の所有地でしたが、申請者の叔母が、平成15年に申請者から借り受ける形で、〇〇番の除外と農地転用許可を取って、雑種地だった〇〇番とともに、今ある居宅を新築して生活していました。 その後、居宅の所有者だった叔母が令和4年に亡くなり、叔母夫婦には子供がいなかったことから、甥にあたる申請者が、この居宅を相続で取得したとのことです。 このたび、申請者の息子が、この居宅を借りて暮らすことになったため、あらためて土地の状況を確認していたところ、本申請地を、居宅の出入口とカーポート付き駐車場として使用していることが判明したことから、申請に至ったとのことです。 なお、申請地は、令和5年第2回促進協議会で御審議いただき、令和6年1月17日付けで除外となっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第4条第6項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。

	説明は以上です。 この件について、地元委員のご意見を伺います。 金子委員。 先日、横田推進委員と現地を確認しましたが、問題ないものと思いますので、ご審議をよろしく願いいたします。 議長 他にご意見はございますか。 (委員から「なし」の声) 議長 よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 議長 全員賛成ですので、議案第 6 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 3、議案第 7 号から議案第 13 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 議案第 7 号及び議案第 8 号については、関連がありますので、説明は一括で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (委員から「異議なし」の声) 議長 よろしいですか。それでは、議案第 7 号及び議案第 8 号について、事務局の説明を求めます。 事務局 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案書の 2 ページ、議案第 7・8 号について御説明申し上げます。別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は県内他市に本社が所在する、主にスーパーマーケットを営む法人です。 申請人は、本年 6 月から、寄居桜沢産業団地内に、食品工場の建設に着手する予定ですが、産業団地の土地内で、建設工事で使用する車両駐車場や、資材置場を確保することができないため、周辺で候補地を探していたところ、本議案の申請地を借り受けられることとなり、一時転用申請に至ったとのことでした。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は以上です。 議長 この件について、地元委員のご意見を伺います。 新井委員。 申請者にお会いはできませんでしたが、申請地そのものは問題ないものと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 議長 他にご意見はございませんか。 (委員から「なし」の声) 議長 よろしいですか。それでは順に採決いたします。 議案第 7 号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
--	--

議長 議長 事務局 議長 柴崎推進委員 議長 議長 議長 事務局	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。次に議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。次に議案第9号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第9号につきまして、御説明申し上げます。別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、兄弟で建築や土木業を行っていますが、現在の資材置場ではスペースが不足しているため、新たな資材置場を検討していたところ、近所に住む申請者、譲渡人から無償で借り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項、第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして問題ないものと考えます。 説明は以上です。 この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。 柴崎推進委員。 議案第9号について、現地調査の結果を報告いたします。この土地については、同じ桜沢地区にお住まいの譲受人と譲渡人で貸借を結ぶということですが、事務局の説明のとおり、譲受人については、建築業を営んでおります。 土地については、十数年来、作付けはされておりましたが、保全管理をしっかりされた土地でございまして、周囲は、コンクリート擁壁で境界が確定していたり、西側の道路との境界は確認できませんでしたが、幅員は約2.9m程度、確保されていると確認しました。 ひとつ心配なのは、南側が通学路になっていて、歩道があり、申請地は40cm程低い土地でありまして、盛土をされる計画だと思いますので、その盛土に伴う計画はよく関係者と調整をして頂ければと思いますので、ご審議をお願いいたします。 他にご意見はございますか。 (委員から「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。次に議案第10号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第10号につきまして、御説明申し上げます。別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、本申請地の近隣で電気工事や通信・回線の工事などを行う法人ですが、昨今、工事依頼が多くなり、協力会社と一緒に現場に出向く機会が増え、会社の敷地内の駐車場・資材置場では手狭になったことから、新たな駐車場、資材置場を検討していたところ、
---	--

	会社に近い、本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのこと。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項、第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。
新井委員	新井委員。 譲受人の会社に3回ほど訪問しましたが、連休ということもあり、お会いできませんでした。申請地については、比較的広がりのある農地になっていますが、譲受人の現在の事務所の状況も車両が余裕なく駐車している状況でしたので、計画の必要性も感じ取れました。
議長	ご審議をよろしくお願いいたします。 よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第11号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第11号につきまして、御説明申し上げます。別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、現在、夫婦で町内のアパートに居住しておりますが、生活も安定し、夫の両親が暮らす実家近くに自己用住宅を建てたいと考え相談したところ、父親から実家前の本申請地を借り受けられることとなり、申請に至ったとのこと。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項、第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いします。
柴崎推進委員	柴崎推進委員。 議案第11号について、現地調査の結果をご報告いたします。 21日の午前中、現地確認をしました。譲渡人には今回はお話を伺えませんでした。以前、付近で申請が出た際に、お会いしております。 申請地の西側は天沼川が流れていて、周囲はすでに宅地化されている場所で、申請地については、保全管理されていた土地で、何ら支障はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第11号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第12号について、事務局の説明を求めます。

事務局	議案書の３ページを御覧ください。議案第１２号につきまして、御説明申し上げます。別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、都内所在の、関東を中心に太陽光発電事業を営む法人で、事業地を探していたところ、本申請地を譲り受けられることとなり申請に至ったとのことでした。 なお、本申請に当たりましては、「寄居町太陽光発電設備の設置に関する条例」の規定に基づき、地元説明会を行い、町との事前協議の手続が完了したことを担当課に確認しております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第５条第２項、第２号の非代替性、第３号の資力及び信用等、第４号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
伊藤推進委員	伊藤推進委員。
伊藤推進委員	先日、周辺を確認しまして、周囲には太陽光設備の設置がある場所ですので、問題ないと思います。ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
	(委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第１２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第１２号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第１３号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第１３号につきまして、御説明申し上げます。別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、申請地上の住居に居住しておりますが、この居宅は、申請者の亡父が、昭和４４年に申請地に居宅を新築後、平成元年に、増築をした経緯がありますが、いずれの際にも、農地転用許可は得ておりませんでした。 令和元年に申請者の父が亡くなり、土地は申請者の母が、家屋は申請者が相続し、現在に至りますが、譲受人が、財産の確認をしていたところ、本件申請地が、許可を得ていないことが判明したため、本申請に至ったということです。 なお、申請地は令和５年第２回促進協議会でご審議頂き、令和６年１月１７日付けで、除外となっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、本申請地は第１種農地ですが、農地法施行規則第３３条第４号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外で許可となるものとされております。 その他、農地法第５条第２項、第２号の非代替性、第３号の資力及び信用等、第４号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましても、全て問題はないものと考えます。

事務局	説明は以上です。 この件について、地元委員のご意見をお願いします。 梅澤委員。
梅澤委員	何ら問題ないものと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 他にご意見はございませんか。 (委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 13 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 13 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 4、議案第 4 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第 14 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 4 ページをご覧ください。
	町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定が必要となるため、御審議いただくものです。 それでは、議案 14 号につきまして、説明いたします。 今回の計画は、全 13 筆で、合計面積が 16,566 m²です。 農地の内訳は、議案書の右下のとおりになります。 整理番号 8 番と 9 番の新設定 2 筆について御説明いたしますと、8 番の借受人は、新規就農希望者で、住所地にある共同農場で農作業経験を積み、就農地を探していたところ、昨年度に、東京で行われた「新農業人フェア」で当町ブースを訪れ、興味を持ち、今年度、当農業委員会に貸出希望登録されていた本農地を紹介したところ、今回の利用権申出に繋がりました。現在は町外在住ですが、移住も視野に、町内に拠点となる空き家を借りたとのことです。 次の 9 番の借受人は、地域おこし協力隊員として当町で活動する中で、農業にも挑戦してみたいとの気持ちがあり、横田推進委員に御協力いただきまして住まい近くの本農地を借りられることとなり、今回の利用権申出となりました。 今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。
議長	説明は以上です。 この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員の中から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 14 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。 続きまして、日程第 5、議案第 5 号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題といたします。
議長 事務局	それでは、議案第 5 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 5 ページをご覧ください。議案第 15 号につきまして、御説明申し上げます。

	この「農用地利用集積等促進計画」は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づくもので、同法、第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。 農地中間管理事業の農地の貸し借りを簡単に申し上げますと、まず、利用権設定の制度の下で、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受けます。 次に、埼玉県農林公社が地権者から借り受けた、その農地を、借受希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。 今回、転貸する農地 1 筆は、先ほど御審議頂きました議案第 14 号の整理番号 13 の農地になります。借受者は 1 名で、議案書のとおりです。この借受者は、北側の農地を既に借受けております。 農地の位置は、6 ページの審議用資料図面を御覧ください。黒丸の中の赤線で囲んだ農地が、今回、転貸する農地になります。 なお、当農業委員会が、この計画案を承認決定した場合のその後の流れを申し上げますと、町から埼玉県農地中間管理機構にこの計画案を送付し、その後、埼玉県農地中間管理機構内での決定を経まして、埼玉県知事が認可・公告を行い、借受希望者に転貸されることとなります。 説明は以上です。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございませんか。 (委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 15 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 15 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 以上で全ての議案審議が終了しました。委員さんから、なにかありましたら、お願いします。 (委員から「なし」の声)
議長 事務局長	事務局から何かありますか。 事務局から 1 点、ご連絡いたします。 次回の総会ですが、3 月 25 日、月曜日の午後 2 時からでお願いしたいと存じます。繰り返しご案内申し上げます。 3 月 25 日、月曜日の午後 2 時から総会をお願いいたします。お忙しいところ恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。
議長 事務局長	それでは、他に無いようですので、令和 6 年第 2 回総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。 (起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

吉田 信雄 委員 中島 広文 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年2月26日

議 長

室岡重雄

委 員

中島広文

委 員

吉田信雄